

## 令和3年度 清水町インターンシップ研修生の募集について

清水町では、学生の皆さんに清水町における就業体験の機会を提供することにより、就業意識の向上を図るとともに、町政に対する理解を深めてもらうために、インターンシップを実施します。

参加を希望する学生は、在籍する大学、大学院、短期大学、高等専門学校等を通じてお申込みください。(学生個人からの申込みは受け付けておりません。)

### 1 対象者

学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)の学生及び生徒(以下「学生等」という。)とする。

### 2 実習期間

令和3年7月1日(木)～9月30日(木)までのうち、原則5日以内

### 3 身分・服務等

インターンシップ実習生とし、「清水町インターンシップ実施要綱」の規定の遵守及び誓約書の提出をお願いします。

### 4 報酬等

賃金、報酬及び手当等その他の金品は支給しません。

### 5 申込方法・決定通知

①希望する学生は、「清水町インターンシップ事業参加希望調書」に必要事項を記入し、在籍する大学等のインターンシップ担当者に提出してください。

②大学等の代表者又は代表者から委任を受けた方は、「清水町インターンシップ実施要綱」に基づき、「清水町インターンシップ受入申込書(様式第1号)」及び学生から受理した「清水町インターンシップ事業参加希望調書」を担当まで提出してください。

③申込書類をもとに受入の可否等を「清水町インターンシップ受入可否決定通知書(様式第2号)」により、大学等に通知するとともに、清水町インターンシップの取扱いに関する協定書(様式第3号)により、当該学生等が在籍する大学等と町で協定を締結します。その際、誓約書と傷害保険及び賠償責任保険へ加入していることを証明する書面の写しについても併せて提出してください。

※大学等及び学生実習生は、実習期間中の事故に備えて、実習開始に間に合うよう傷害保険及び賠償責任保険へ加入してください。

### 6 その他

・町のホームページから様式等はダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、中止する場合があります。

受付・問合せ先

清水町総務課人事係 大嶽

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1

電話 055-981-8231 メール jinji@town.shizuoka-shimizu.lg.jp